

騒音・振動公害防止の手引き

建設作業編

生活環境を保全し、人の健康の保護に資することを目的として、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業（以下「特定建設作業」という。）を行うときには、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例による規制が行われております。

このパンフレットは、特定建設作業に関する騒音・振動の届出等に当たっての手引きとなるよう作成したものです。

規制対象地域

（１）騒音規制法・振動規制法

豊田市内全域

ただし、都市計画法で定められた工業専用地域と都市計画区域以外の地域は除かれます。

（都市計画区域以外の地域：小原・足助・下山・旭・稲武地区）

（２）県民の生活環境の保全等に関する条例

豊田市内全域

ただし、騒音規制法・振動規制法で規制される場合（次頁参照）は除かれます。

騒音・振動に関するお問い合わせ先及び提出先

豊田市役所 環境部 環境保全課 〒471-8501 豊田市西町 3-60 0565-34-6628（直通）

規制対象建設作業

騒音関係	騒音規制法	条 例
	種類の番号	種類の番号
1 くい打機（もんけんを除く。）くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）	○	○
2 びょう打機を使用する作業	○	○
3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）	○	○
4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	○	○
5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	○	○
6 バックホウ（原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
7 トラクターショベル（原動機の定格出力が 70 kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
8 ブルドーザー（原動機の定格出力が 40 kW 以上のものに限る。）を使用する作業	○	
9 鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又はブロック造の建造物を動力、火薬又は鉄球を使用して解体し、又は破壊する作業		○
10 コンクリートミキサーを用いる作業及びコンクリートミキサー車を使用してコンクリートを搬入する作業		○
11 コンクリートカッターを使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。）		○
12 ブルドーザー・パワーショベル・バックホウ・スクレイパ・トラクターショベルその他これらに類する機械（これらに類する機械については原動機として最高出力 74.6 kW 以上のディーゼルエンジンを使用するものに限る。）を用いる作業		○
13 ロードローラー・振動ローラー又はてん圧機を用いる作業		○

（注） 1 騒音規制法の種類の番号⑥、⑦及び⑧については、当該作業に使用する機械が、一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものである場合は、規制対象から除外する。

2 くい打ち機には、ディーゼルハンマ・エアハンマ・スチームハンマ・ドロップハンマ・パイプロハンマ等があり、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるもんけんは除外される。

また圧入式とは、油圧やウォータージェット等により、くいを加圧して行うものである。

3 びょう打ち機は、リベッティングハンマによるリベット打ちを対象とする。

ただし、インパクトレンチ等は対象外である。

4 さく岩機には、ドリフタ・レッグドリル・ストーパー・ジャックハンマ・ハンドハンマ・シンカー・コンクリートブレイカー・コールピックハンマ等がある。

振 動 関 係	振 動 規制法	条 例
	種類の番号	種類の番号
1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）くい抜機（油圧式くい抜機を除く。） 又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業	○	○
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	○	○
3 舗装版破砕機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る2 地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	○
4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る2 地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。）	○	○

（注） 1 アースオーガーを併用して行うくい打作業は騒音関係では対象外であるが振動関係では対象となる。
2 舗装版破砕機は、錘を持ち上げ、それを落下させて舗装版を破砕する専用機である。

規制基準

規制の種類別	地域の区分	騒 音	振 動
基準値	①②③	8 5 d B	7 5 d B
作業時間	①	午後7 時～翌日の午前7 時の時間内でないこと	
	②	午後1 0 時～翌日の午前6 時の時間内でないこと	
*1 日あたりの作業時間	①	1 0 時間を超えないこと	
	②	1 4 時間を超えないこと	
作業期間	①②③	連続6 日を超えないこと	
作業日	①②③	日曜日その他の休日でないこと	

（注） 1 基準値は、騒音特定建設作業及び振動特定建設作業の場所の敷地の境界線での値
2 基準値を超えている場合、騒音及び振動の防止の方法の改善のみならず、1 日の作業時間を＊欄に定める時間未満4 時間以上の間において短縮させることを勧告・命令することができる。
3 ①地域：ア 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、田園住居地域、都市計画区域で用途地域の定められていない地域（市街化調整区域）及び都市計画区域以外の地域
イ 工業地域及び工業専用地域のうち学校、保育所、幼保連携型認定こども園、病院・診療所（患者の入院施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲80mの区域
②地域：工業地域（①地域のイの区域を除く。）
③地域：工業専用地域（①地域のイの区域を除く。）

届 出

- 届出は、元請負業者が特定建設作業を開始する7 日前までに、以下のいずれかの方法で提出してください。
 - （1）あいち電子申請・届出システム（24 時間365 日受付可能）※
 - （2）豊田市役所 環境保全課 窓口へ届出書を2 部提出してください。（郵送可（返信用封筒必要））
届出様式は、環境保全課窓口及び豊田市役所ホームページから入手できます。
- 特定建設作業が、2 以上の市町村にまたがる場合は、関係する全市町村へ届出が必要です。
- 特定建設作業が、その作業を開始した日に完了するものは、届出が不要です。

- 提出書類
 - （1）特定建設作業実施届出書（別紙を含む）
 - （2）特定建設作業工程表
 - （3）特定建設作業の場所の附近の見取図

※電子届出は原則24 時間できますが、受付時間は平日の午前9 時から午後4 時までとなります。受付時間外に電子で届け出た場合、次の受付時間に受理し、その日を受理日とします。

届出の記入例

(1) 特定建設作業実施届出書

- 届出者は、元請業者であること。
- 発注者の氏名等が記載されていること。
- 「特定建設作業の種類」は別紙及び工程表と同じ番号であること。
- 「特定建設作業の場所」を示した地図が添付されていること。
- 「特定建設作業の実施の期間」は提出受付日から中7日以上（プラス8日以上）あること。

1/ 16 (月)	17 (火)	18 (水)	19 (木)	20 (金)	21 (土)	22 (日)	23 (月)	24 (火)
届出日	7日間							作業 開始日

- 「騒音又は振動の防止の方法」に記入してあること。（「別紙のとおり」としてもよい。）

特定建設作業実施届出書
令和〇〇年〇〇月〇〇日

豊田市長様

届出者 住所 豊田市西町〇ー△
郵便番号 471-0025
氏名 〇〇〇〇建設株式会社
(名称及び代表者氏名) 代表取締役 豊田太郎

騒音規制法第14条第1項(第2項)
振動規制法第14条第1項(第2項)
県民の生活環境の保全等に関する条例第46条第1項(第2項)
の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	△△△マンション新築工事
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート建て共同住宅
特定建設作業の種類	(騒音) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ (振動) 1 2 3 4
特定建設作業に使用される騒音規制法、振動規制法、県民の生活環境の保全等に関する条例に規定する機械の名称、型式及び仕様	コンクリートミキサー車 バックホウ
特定建設作業の場所	豊田市××町 地内
特定建設作業の実施の期間	令和〇年 〇月 〇日から △日間 令和×年 ×月 ×日まで
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始 作業終了 作業日 実働時間 8時から 17時まで 日、祝日を除く 8時間
騒音又は振動の防止の方法	・ 不要な高速運転やむだな空ぶかしは避け、使用しない間はエンジンを切る。 ・ 防音型の機械を使用する。
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	豊田市△△町1-1 愛知太郎 電話番号 (0565-***-****)
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 豊田次郎 電話番号 (0565-***-****)
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	別紙のとおり (2社以上) 電話番号 ()
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	別紙のとおり 電話番号 ()

騒音規制法施行令別表第2
備考 1 特定建設作業の種類欄には、振動規制法施行令別表第2
県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第19又は別表第20
に掲げる作業の種類を記載すること。
2 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
3 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめること。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
5 届出は、7日前までに行うこと。(届出と特定建設作業開始日の7日間必要)。

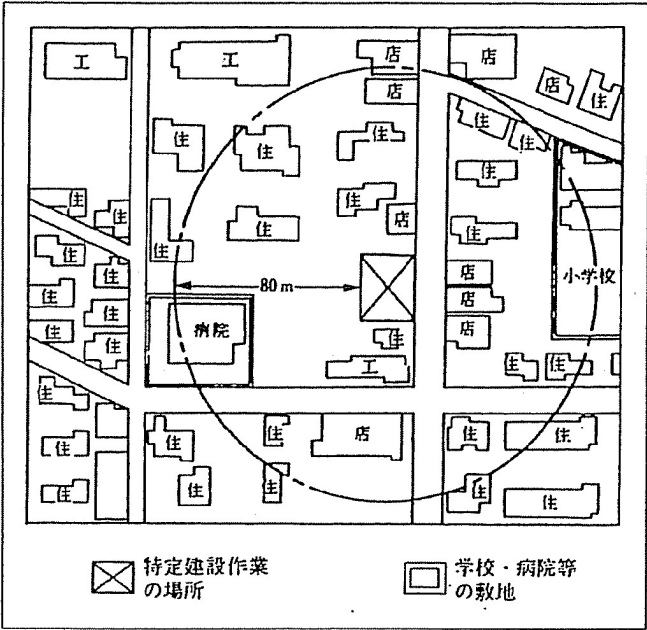
(2) 特定建設作業工程表

建設工事と特定建設作業の工程表は、原則として一つにまとめたものを提出すること。（別々も可）。

特定建設作業工程表

規制対象		年 月											
騒音	騒音規制法 (以下「条例」といふ)	建設作業	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月	〇年〇月
		1 くい打機、くい抜機を使用する作業 (アースオーガを使用する作業を除く)											
		2 びょう打機を使用する作業											
		3 さく岩機を使用する作業											
		4 空気圧縮機を使用する作業 (さく岩機の動力として使用する作業を除く)											
		5 コンクリートプラント等を使用する作業											
		6 バックホウを使用する作業											
		7 トラクターショベルを使用する作業											
		8 ブルドーザーを使用する作業											
		9 建造物を動力、鉄球等で解体破壊する作業											
		10 コンクリートミキサー車を使用する作業											
		11 コンクリートカッターを使用する作業											
		12 ブルドーザー、バックホウ等を使用する作業											
振動	振動規制法 (以下「条例」といふ)	13 ロードローラーを使用する作業											
		1 くい打機、くい抜機を使用する作業											
		2 鋼線を使用して建物等を破壊する作業											
		3 舗装版破砕機を使用する作業											
備考	(注)	4 ブレーカーを使用する作業 (手持ち式を除く)											
		騒音・振動の防止の方法 ■ 工事の目的・内容等、付近住民に説明し、理解、協力を得るようにする。 ■ 振動の影響のおそれがある場合は、事前に周辺家屋の調査を行い被害発生時には迅速に対応する。 □ 整備点検を十分に行う。 ■ 能率良く行い、時間の短縮に努める。 ■ 不要な高速運転やむだな空ぶかしは避け、使用しない間はエンジンを切る。 ■ 防音型の機械を使用する。											

(3) 特定建設作業の場所の附近の見取図



注意……見取図は作業場所付近の周辺80 mを含む範囲のものとし、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホーム等があればその位置を示すこと。